

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025年5月10日

新興国国債オープン(毎月決算型)

愛称 アトラス(毎月決算型)

追加型投信/海外/債券



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

委託会社 ファンドの運用の指図を行う者

SBI 岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

〈照会先〉

電話番号 **03-3516-1300**

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	エマージング	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社の情報〉

設立年月日:1964年10月6日

資 本 金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:16,690億円

(資本金、純資産総額は2025年2月末現在)

- この目論見書により行う新興国国債オープン(毎月決算型)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月9日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年5月10日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

■ ファンドの目的

安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

1 主としてJPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数を構成する新興国が発行する現地通貨建ての国債または政府機関が発行する債券、およびそれと同等の価値が得られるクレジット・リンク・ノート等(以下、「新興国の国債等」といいます。)に投資を行います。

●実際の運用は新興国国債マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて行います。

※マザーファンドの受益証券への投資を通じて、マザーファンドの投資態度と実質的に同一の投資態度で運用を行います。



JPモルガン社のGBI-EM(ガバメント・ボンド・インデックス – エマージング・マーケット)ブロード・ディバーシファイド指数とは

J.P.Morgan Securities Inc. が公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。同指数は、J.P.Morgan Securities Inc. が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、新興国の現地通貨建ての債券で構成されている時価総額加重平均指数で、2003年1月1日より算出されております。



クレジット・リンク・ノートについて

投資対象である企業または債券の信用リスクを別の債券に結びつけたものです。ファンドが投資するクレジット・リンク・ノート等(以下CLN)に関しては、原則として、CLNの発行体である金融機関が、現地通貨建ての新興国国債または新興国の政府機関債を購入し、そこから得られる収益をCLNを通じてファンドに還元するという仕組みです。

CLN発行体は、CLNの取得時において、信用格付業者等から原則としてA格以上の信用格付を有している金融機関とします。CLNに投資することにより、ファンドが直接投資できない国や投資が困難な国への投資が可能になるとともに、現地通貨建ての新興国国債または新興国の政府機関債に投資することと概ね同等の投資効果が期待できます。ただし、CLN発行には諸経費がかかり、CLNの発行体の信用リスクを負うことになります。また、償還日までに債務不履行などのクレジット・イベント(信用問題)が発生した場合は、早期償還されることがあります。

○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

2 投資にあたっては、JPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数を構成する新興国の中から、利回り水準や流動性等を考慮して選定した新興国の国債等に、ポートフォリオの70%程度を投資します。(ステップ①)

次に、ポートフォリオの30%程度を、GDP、経常収支、外貨準備高等から総合的に判断して、ファンダメンタルズが良好であり、あるいはファンダメンタルズの改善が見込めることなどから、通貨価値の上昇が見込まれる新興国の国債等に投資します。なお、この場合に、ステップ①で投資した新興国の国債等に重複して投資する場合があります。(ステップ②)



投資対象国について

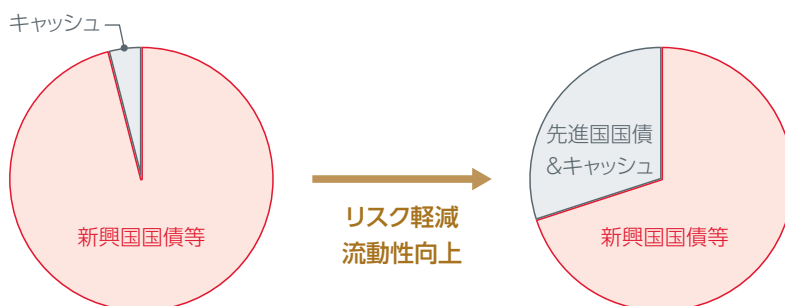
JPモルガン社のGBI-EMブロード・ディバーシファイド指数の構成国(2025年2月末現在19カ国)の中から新興国の国債等に分散投資することを基本とします。

ヨーロッパ	アジア	中南米	アフリカ
チェコ ハンガリー ポーランド ルーマニア セルビア トルコ	中国 インド インドネシア マレーシア タイ	ブラジル チリ コロンビア ドミニカ共和国 メキシコ ペルー ウルグアイ	南アフリカ

- 3 1カ国の新興国の国債等への投資上限は投資信託財産の純資産総額の15%程度とします。
- 4 新興国の国債等の実質組入比率は高位に保つことを基本としますが、市況動向によっては弾力的に組入れを引き下げることがあります。投資環境の変化へ対応するため、先進国の国債(日本、米国、ドイツ等)に投資する場合があります。ただし、先進国の国債の実質組入比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の50%未満とします。

ポートフォリオ変更のイメージ

通貨危機、信用危機、政情不安などの理由により、新興国の通貨または債券価格の下落が想定される場合や世界的な株安等を受けて先進国の国債などの安全資産への資金シフトが想定される場合などには、新興国の国債等の組入れを引き下げることがあります。



※ファンドは、原則として為替ヘッジを行いませんが、投資環境の急変が起きた場合等には為替ヘッジを行うことがあります。

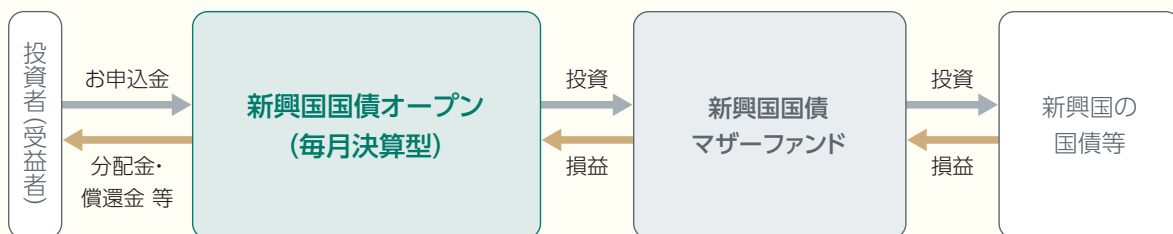
- 5 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、投資環境の急変が起きた場合等には、委託会社の判断により為替ヘッジを行うことがあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

●ファンドの仕組み

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



●主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

●分配方針

毎月12日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

分配金の支払いイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 収益分配は、主として配当等収益等から行います。ただし、1月、4月、7月、10月の決算時の分配方針は、それぞれの決算日に売買益(評価益を含みます。)等が存在するときは、配当等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額を分配対象収益として収益分配を行います。分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。

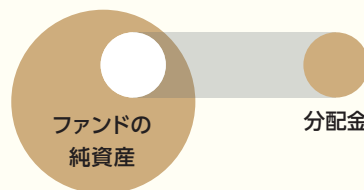
※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

収益分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、ファンドの純資産が減少するため、基準価額は下がります。

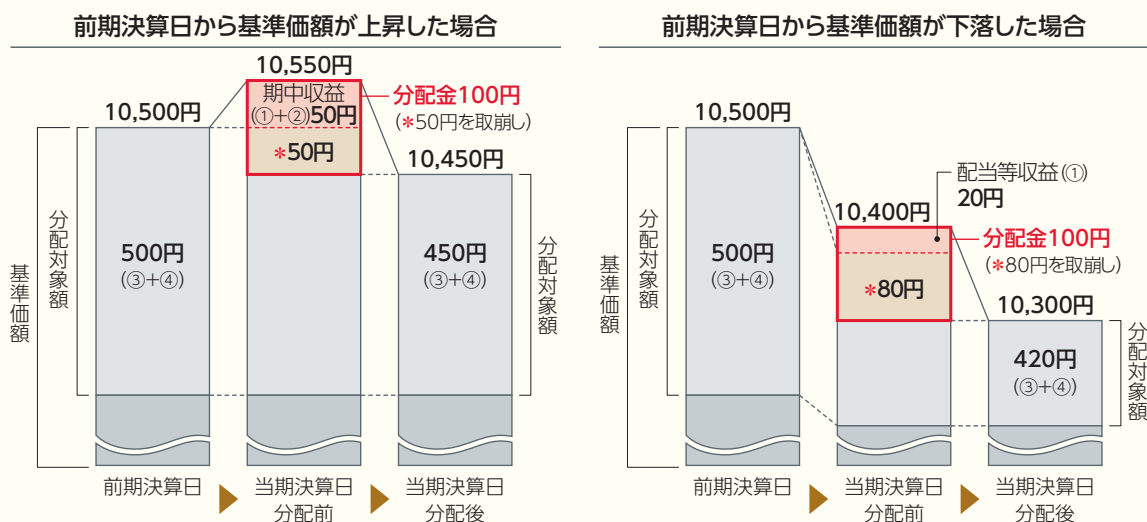
※分配金の有無や金額は確定したものではありません。

ファンドで分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)の中から支払われる場合と、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合のイメージ



分配対象額 ①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の評価益を含む売買益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

分配準備積立金

期中収益 (①+②) のうち、決算時に分配に充てずファンド内部に留保した収益を積み立てたもので、次期以降の分配金に充てることができます。

収益調整金

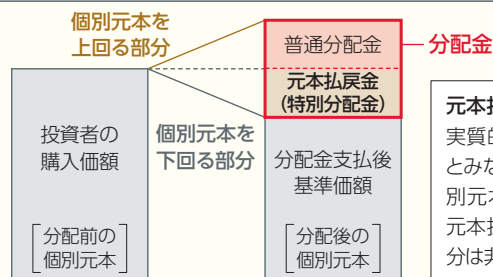
追加購入により、既存投資者の分配対象額が希薄化しないようにするために設けられたものです。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

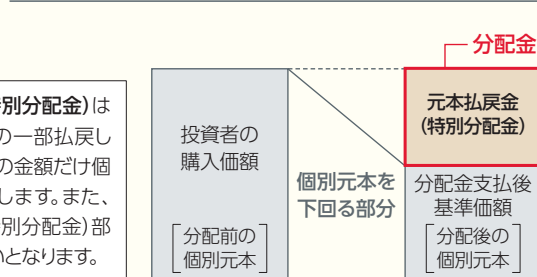
分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、新興国の国債等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

● 主な変動要因

金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、金融政策、経済政策等を反映して変動します。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

カントリーリスク

投資対象国・地域等における外貨不足等の経済的要因、政府の資産凍結等の政治的理由、社会情勢の混乱等の影響を受けることがあります。

信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

● その他の変動要因

流動性リスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

○
ファンドの
目的・特色

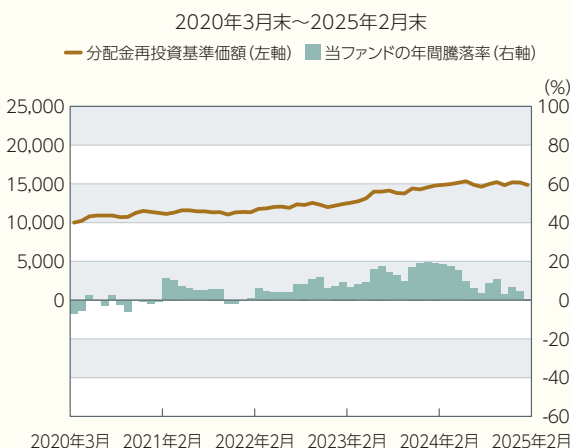
○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

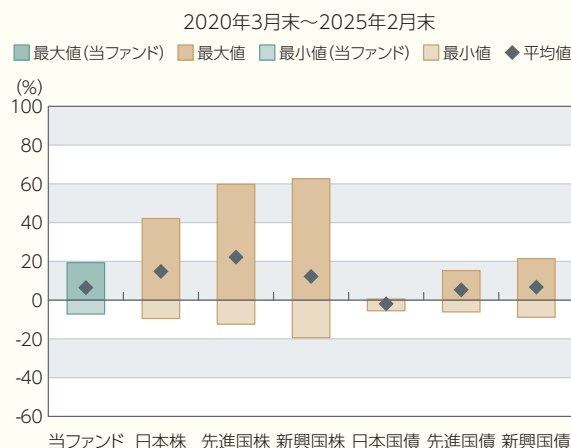


* 分配金再投資基準価額は、2020年3月末を10,000として指数化しております。
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

* 年間騰落率は、2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	19.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値	△ 7.2	△ 9.5	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値	6.4	14.8	22.2	12.2	△ 1.9	5.3	6.7

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2020年3月から2025年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・ マーケット・グローバル・ ディバースファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

運用実績

● 基準価額・純資産の推移

2015年3月2日～2025年2月28日



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

● 分配金の推移

2025年 2月	10円
2025年 1月	10円
2024年12月	10円
2024年11月	10円
2024年10月	10円
直近1年累計	120円
設定来累計	6,900円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

● 主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
債券	92.10%
その他資産	7.90%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しています。

組入債券の通貨別比率(新興国債マザーファンド)

通貨	純資産比率
南アフリカランド	13.21%
メキシコペソ	13.10%
インドネシアルピア	12.44%
ブラジルレアル	12.44%
マレーシアリンギット	9.27%

※組入上位5通貨です。比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位銘柄

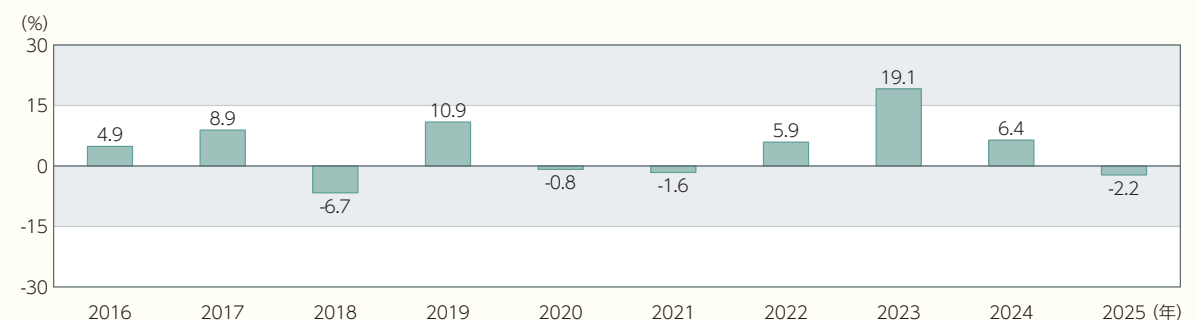
※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

新興国債マザーファンド

銘柄名	償還日	利率	国/地域	純資産比率
POLAND GOVT BOND 6	2033/10/25	6.000%	ポーランド	7.84%
REP SOUTH AFRICA 8.25	2032/03/31	8.250%	南アフリカ	7.50%
PERU B SOBERANO 7.3	2033/08/12	7.300%	ペルー	6.72%
BRAZIL NTN-F 10	2033/01/01	10.000%	ブラジル	6.53%
INDONESIA GOV'T 7	2030/09/15	7.000%	インドネシア	6.52%
INDONESIA GOV'T 8.25	2036/05/15	8.250%	インドネシア	5.92%
THAILAND GOVT 2.125	2026/12/17	2.125%	タイ	5.84%
CHINA GOVT BOND 3.82	2027/11/02	3.820%	中国	5.16%
MALAYSIA GOVT 3.885	2029/08/15	3.885%	マレーシア	4.99%
BRAZIL NTN-F 10	2035/01/01	10.000%	ブラジル	4.90%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

● 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2025年は年初から2月末までの収益率を示しています。

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

■ お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
 お申込みについて	申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	2025年5月10日から2025年11月11日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消することがあります。
 その他	信託期間	原則として無期限(2007年8月30日設定)
	繰上償還	受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
	決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
	信託金の限度額	5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiokasan-am.co.jp
	運用報告書	2月、8月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年2月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

ファンドの
目的・特色

投資
リスク

運用実績

手続・
手数料等

■ ファンドの費用・税金

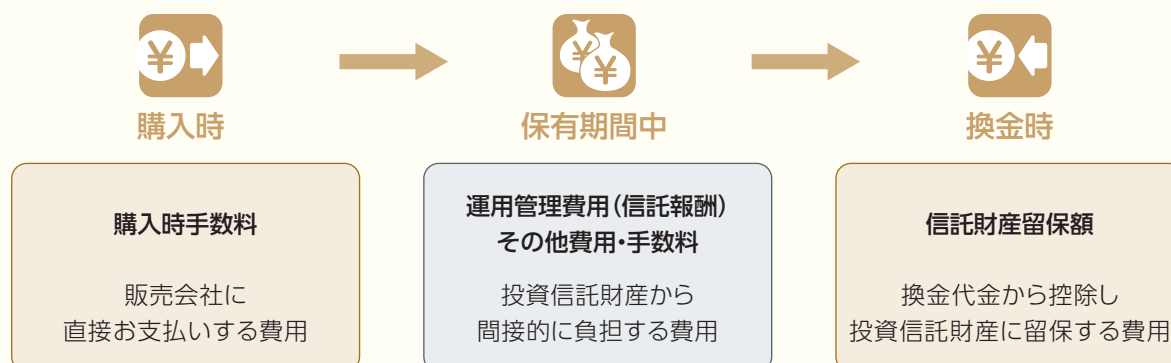
● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 購入時手数料率の上限は、3.85%(税抜3.50%)です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。 新興国債オープン(1年決算型)からのスイッチング(乗換え)により、同一の販売会社でファンドを買付ける場合には、申込手数料の一部又は全部の割引を受けられる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。		ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。	
	信託財産留保額 1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.2%			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年率1.43%(税抜1.30%)			
	配 分	委託会社	年率0.62%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
		販売会社	年率0.60%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
		受託会社	年率0.08%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他費用・ 手数料	監査費用:純資産総額×年率0.0132%(税抜0.012%)			
	有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。			

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

ご購入からご換金までの費用のイメージ



○
ファンドの
目的・特色

○
投資
リスク

○
運用実績

○
手続・
手数料等

●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金に関する記載は、2025年2月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2024年8月14日～2025年2月12日)の総経費率(年率)

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.50%	1.43%	0.07%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除きます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※その他費用の比率は、マザーファンドが支払った費用を含みます。

※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。

MEMO

.....

.....

